

1 個人事業主の場合

【申請要件】

○支援金の申請ができるのは、以下のすべてを満たす者

ア. 雲仙市内に事業所又は営業所を有し、令和7年4月1日以降も事業を継続する者

イ. 中小企業信用保険法第2条第1項に規定されている中小企業者

※以下に記載する業種以外の業種を営む者

(ア) 農業

(イ) 林業（素材生産業・素材生産サービス業を除く）

(ウ) 漁業

(エ) 金融・保険業

ただし、以下の業種を除く。

- ・クレジットカード業、割賦金融業
- ・金融商品取引業（補助的金融商品取引業を除く。）
- ・商品先物取引業、商品投資顧問業
- ・補助的金融業、金融附帯業（資金決済に関する法律第二条第二十五項に規定する資金移動業務を行うもの及び同法第三条第一項に規定する前払式支払手段の発行の業務を行うものに限る。）
- ・金融代理業（金融商品仲介業に限る。）
- ・保険媒介代理業、保険サービス業

2 法人の場合

【申請要件】

ア. 雲仙市内に事業所又は営業所を有し、令和7年4月1日以降も事業を継続する者

イ. 以下のア～エのいずれかを満たす事業者

(ア) 中小企業信用保険法第2条第1項に規定されている以下のaからdまでの中小企業者

a. 会社

業種	資本金額又は 出資金額	常時雇用者数
製造業、建設業、運輸業、 その他業種（以下の業種を除く）	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造者（自動車又は航空機 用タイヤ及びチューブ製造業並びに 工業用ベルト製造業除く）	3億円以下	900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小売業、飲食サービス業	5,000万円以下	50人以下
ソフトウェア業、 情報報告処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下

b. 組合

組合の名称	対象の要件
中小企業等協同組合（事業協同組合、 事業協同小組合、火災共済協同組合、 信用協同組合、共同組合連合会、企 業組合）、農業協同組合、水産業協 同組合、森林組合、生産森林組合、 消費生活協同組合、商店街振興組合	次の「いずれか」を満たす者 ・特定事業（農業、林業（素材生産業及び 素材生産サービス業を除く。）、漁業、金 融・保険業（保険媒介代理業及び保険サー ビス業を除く。）以外の事業、以下同 じ。）を行う者 ・構成員の2/3以上が特定事業を行う者
協業組合	特定事業を行う者
商工組合	次の「いずれか」を満たす者 ・特定事業を行う者 ・構成員が特定事業を行う者
生活衛生同業組合、 生活衛生同業組合	次の「両方」を満たす者 ・特定事業を行うもの又はその構成員が特 定事業を行う者 ・直接又は間接の構成員の2/3以上が資本金 5,000万円（卸売業1億円）以下又は従業員 数50人（卸売業100人）以下
酒造組合、内航海運組合	直接又は間接の構成員の2/3以上が資本金3 億円以下の法人又は従業員数300人以下
酒販組合	直接又は間接の構成員の2/3以上が資本金 5,000万円（卸売業1億円）以下の法人又は 従業員数50人（卸売業100人）以下

c. 医業を主たる事業とする法人

常時雇用者数が300人以下の医療を主たる事業とする法人

※20人以上の患者を入院させるための施設を有する病院は、下記「オ. 病院」に該当

d. 特定非営利活動法人

対象事業者	従業員数
小売業を主たる事業とする事業者	50人以下
卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者	100人以下
その他の業種を主たる事業とする事業者	300人以下

(イ) 社会福祉法人

- ・社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人

(ウ) 学校法人

- ・私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人

(エ) 病院

- ・医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5の1項に規定する病院

○以下に記載する業種は、支援対象外となります。

ア. 農業

イ. 林業（素材生産業・素材生産サービス業を除く）

ウ. 漁業

エ. 金融・保険業

ただし、以下の業種を除く。

- ・クレジットカード業、割賦金融業
- ・金融商品取引業（補助的金融商品取引業を除く。）
- ・商品先物取引業、商品投資顧問業
- ・補助的金融業、金融附帯業（資金決済に関する法律第二条第二十五項に規定する資金移動業務を行うもの及び同法第三条第一項に規定する前払式支払手段の発行の業務を行うものに限る。）
- ・金融代理業（金融商品仲介業に限る。）
- ・保険媒介代理業、保険サービス業